平成２３年（フ）第１５６１号
横浜市戸塚区下倉田町682番地
破産者　株式会社タック
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９０号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀１番27号
破産者　エムスリー株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９１号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番45号
破産者　株式会社エムスリーフォーカス
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２３号
横浜市保土ケ谷区今井町423番地28
破産者　株式会社パワー・フード
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２３号
神奈川県茅ヶ崎市平和町12番46号　湘南光ハイツ103
破産者　有限会社Ｈｅａｖｅｎｌｙ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２号
長野県上田市上田原1846番地６
破産者　日本精機株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１６号
三重県北牟婁郡紀北町海山区船津2447番２号ガーデンハイツ101号室西村善道方、住民票上の住所大阪府枚方市長尾元町３丁目３番11号
破産者　西村工業または西村設備工業こと　西村　吉生
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２１号
滋賀県長浜市五村11番地
破産者　有限会社ＮＩＳＨＩＮＯ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１０４８号
京都市中京区西ノ京北聖町１番地
破産者　株式会社京都建材
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９７号
京都市中京区西ノ京原町21番地容身館13号室
破産者　京都健興通商株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
高知市塩屋崎町２丁目２番１号
破産者　株式会社訪問介護ステーション・ロング・ライフ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９８号
宮城県大崎市古川米倉字中田261番地１、住民票上の住所宮城県大崎市古川米倉字中田７番地
破産者　鈴木セイコ（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
宮城県大崎市古川小泉字大小455番地１ファウンテンＤ棟
破産者　大和　裕人
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
山梨県韮崎市本町２丁目18番６号リークマンション106、開始決定時の住所山梨県韮崎市穂坂町宮久保4038番地
破産者　横森　幸則
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
仙台市青葉区台原５丁目５番24号　メゾン・ド・ジュンⅣＢ106
破産者　東海　慎吾
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
福島県相馬市柏崎字中台122番地
破産者　高玉　武士
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第７８７号
埼玉県川口市中青木５丁目２番32―503号
破産者　鈴屋商店こと　鈴木　弘明
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５３号
埼玉県川口市大字東本郷1386番地の３　ベルトゥリーサカエⅡ202号
破産者　鶴見　幸雄
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７８号
さいたま市緑区東浦和２丁目73番地１　２棟101号
破産者　市村　光隆
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５９号
埼玉県上尾市五番町３番地３　マ・トール上尾ソレイユテラス802
破産者　ＦＫクロスこと　根本貴世美
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係